

申請書記入例

※書類上の記載内容を必ずお読みいただき、申請書をご記入ください。

【注意事項】

- ◆ 黒のボールペン等（消せるボールペンは不可）をご使用ください。
- ◆ 訂正がある場合は、二重線を引き、訂正内容をご記入ください。
- ※ 修正テープ等は使用しないでください。

様式第1（第5条関係）

モバイルルータ等貸出申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 北名古屋市教育委員会

提出年月日

申請者	住所	愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	保護者名氏	北名古屋 太郎

※印鑑の押印は不要です。

北名古屋市立小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

	氏名	生年月日	在籍校	学年
児童生徒	(ふりがな) きたなごや いちろう 北名古屋 一郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日	△△ 小学校 中学校	2 年生
	(ふりがな) きたなごや はなこ 北名古屋 花子	平成××年×月×日	□□ 小学校 中学校	4 年生
	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生
	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中	年生
	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生

現学年をご記入ください。

同一世帯内の市内小中学校に在学する児童生徒全員をご記入ください。

貸出要綱（抜粋）

- モバイルルータ等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信費及び電気代等のモバイルルータ等の使用に伴い要する費用は、借受者の負担とする。
- モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外で使用しないこと。
- モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却すること。
- モバイルルータ等を紛失し、盗難し、故障し、又は毀損したときは、教育委員会に報告すること。
- 借受者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、教育委員会に報告すること。
- 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。
- モバイルルータ等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が賠償の責任を負うものとする。